平成30年度 青少年育成作文 優秀賞②

青少年育成推進協議会では、毎年、小・中学生を対象に作文と標語を募集しています。今年度、優秀賞に輝いた作文を紹介します。

「あいさつで明るい社会を」

二小6年・堀島（ほりしま） まゆ

社会を明るくするためには、あいさつが大切だと思います。あいさつは、した方も、された方も心がスッキリと気持ちよくなります。

私の学校では「二小六年はやります」というものがあり、その中に「先手あいさつ日本一」があります。私はできているかと考えるとできていない方に近いと思います。いつ言うかタイミングがわからず、先に言われてしまいます。先に自分がしても時にかえしてくれないときがあります。「声が小さかったのかな。」と思い、またかえしてくれなかったらと考えてしまい言うことができないのです。それに、自分に対して言ってくれたのにもかかわらず無視してしまう時もありました。今考えると「最悪だな」と思います。私もあいさつをしてかえしてくれないと、やっぱり悲しいです。

あいさつは、とても勇気がいるものです。だからこそ勇気だして言ってくれたことを無視するのは失礼だと思います。

あいさつとは誰もができることです。あいさつはコミュニケーションの第一歩です。あいさつは「いつでも」「誰にでも」「何度でも」使えると思います。つらいことがあっても、あいさつをされるところがやわらぎます。そういうことで、あいさつはとてもいいものなのです。それに、あいさつは世界中どこでも使われます。何事も最初にあいさつをしないと始まりません。だからこそあいさつというものはとても大事ということなのです。それにあいさつだけで色々な言葉があります。

「ありがとう」「こんにちは」「おはよう」などだけではなく、他にもたくさんあります。あいさつの四文字でたくさんの言葉がつまっているのですごいと思います。

「先手あいさつ日本一」になるためにどうしたらいいか考えてみました。それは、日々心がけていくことにより、だんだん慣れてきて、それが日常化してくると思います。二小六年だけで取り組むのではなく、二小全体で取り組み、「先手あいさつ日本一」になれたらいいです。

社会をよくするためにはまだまだたくさんあります。でもその中で一番大切なのがあいさつだと思います。あいさつをあまりしない人にもあいさつにはこんな大切なんだということを二小六年みんなで伝えていけたらいいなと思います。誰かが見ているからするのではなく、人が見ていないところでするということが大事です。二小六年で一年生から五年生のお手本になれたらいいと思います。「先手あいさつ日本一」になれるようにがんばっていきます。そうするときっと社会は明るくなっていくはずです。

「小学校最後の運動会」

三小6年・竹林（たけばやし） 優里（ゆうり）

私は、今年が小学校最後の運動会でした。そして今年も、去年と同じでソーラン節と組体そうがありました。

私は、去年の組体そうでは、かたとうりつやV字バランスがうまくできませんでした。できないのがとてもくやしかったので家で毎日練習しました。そうすることで、かたとうりつとV字バランスができるようになりました。できるようになってとっても、うれしかったです。かた車は、おちそうで、とてもこわかったけどみんなが、「大丈夫」「落ちない、落ちない」と声をかけてくれたのでもう一度がんばってみようと思うことができました。そのあとのウェーブでは、本番のときにと中でたおれそうになってしまってもうだめだと、思ったけど最後の運動会で失敗はできないという思いがありました。それでなんとかがんばることができました。

ソーラン節もありました。今年のソーラン節は、去年とちょっと変わっていました。最初は、覚えるのが難しくて、本番大丈夫かなと思ったけど本番までに最後まで完ぺきに覚えることができました。本番で、私は入場する前に「大漁だー」とさけぶところがあってそれが本部席の方まで声が届くか心配でした。ソーラン節と組体そうが終わった後に友達に私の声がちゃんと、届いたかを聞いてみると、「大きな声出てたね。すごい。」とほめられたのでとてもうれしかったです。

ソーラン節では、こしを落として、力を入れることに気を付けておどりました。お母さんに感想を聞いてみると、「堂々としておどっている姿に感動したよ。」と言ってもらえてうれしかったです。そして、運動会のスローガンの「全力で力を合わせて絆深める運動会」を達成できたと思いました。

この運動会で学んだことは、みんなで力を合わせればどんなことだって、できるということです。最初は、できないことでも力を合わせて練習すればどんなことでもできるようになりました。これから困難なことがあってもみんなで力を合わせてのりこえていきたいです。

この小学校最後の運動会は、学べることがたくさんあっていい運動会になったし、思い出に残りました。

税だより

マイナンバー（個人番号）の税務関係書類への記載について

税務署へご提出いただく税務関係書類については、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 検索

e－Tax利用の簡便化について

平成31年1月から個人納税者のe－Taxの利用手続がより便利になります。

〈マイナンバーカード方式〉

マイナンバーカードをお持ちでない人についてはe－Taxホームページなどからe－Taxへログインするだけで、より簡単にe－Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができるようになります。

（注）マイナポータルの初期設定及び申告等データの送信には、ICカードリーダライタが必要になります。

〈ID・パスワード方式〉

マイナンバーカードおよびICカードリーダライタをお持ちでない人については、税務署で職員との対面による本人確認などに基づいて税務署長が通知したID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe－Taxによる送信ができるようになります。

なお、平成30年1月以降、確定申告会場などで「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた人は、既にID・パスワード方式に対応したIDをお持ちですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

（注）個人納税者に係るe－Taxのメッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、平成31年1月以降、原則としてマイナンバーカードなどの電子証明書が必要になります。

詳しくは、e－Taxホームページをご覧ください。

e－Tax 検索

問 玉名税務署
☎72-2125
※自動音声案内